

調布市立第八中学校 P T A 規約

(令和2年4月現在)

調布市立第八中学校 P T A

調布市仙川町2丁目15番2
TEL 03-3309-4131

調布市立第八中学校PTA規約 (令和2年4月現在)

【名称】

第一条 この会は、調布市立第八中学校PTA（省略：八中PTA）という。

【目的】

第二条 この会は、日本国憲法及び教育基本法に基づいて、保護者（またはこれに代わる者、以下同じ）と教職員とが協力して学校、及び地域における教育に関し理解を深め、生徒の健全な育成を図る事を目的にする。

【活動】

第三条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

学級、学年の懇談会

地域における校外活動

情報・連絡等の広報活動

その他の必要な活動

この会は、調布市公立学校PTA連合会（省略：市P連）に加盟する。

この会は、要請があれば地域の諸団体に参加し、青少年のより良い環境作りに協力する。

【方針】

第四条 (1) この会は、いかなる団体、又は個人の支配も干渉も受けない。また、非営利的、非宗教的、非政治的な民主団体である。

(2) この会は、学校に対して教育問題について意見を述べたり、参考資料を提出して協力したりできるが、学校の管理運営や教職員の人事には干渉しない。

【会員】

第五条 この会の会員は、調布市立第八中学校の保護者と教職員とする。入会届は生徒の入学時及び教職員の着任時に提出する。

【総会、学級会及び各委員会】

第六条 この会の会議は次のとおりとする。

(1) 総会 (2) 学級会 (3) 学級委員会 (4) 学年委員会

(5) 校外委員会 (6) 広報委員会 (7) 文化教養委員会

(8) 全体委員会 (9) 役員会 (10) その他特別委員会 (11) 役員選出委員会

第七条 (1) 総会は、この会の最高の議決機関であり、年度当初に開く。ただし、必要に応じて臨時に開く事ができる。

(2) 総会は、会員の過半数（委任状も含む）をもって成立する。

(3) 総会の議事は、出席者の過半数を持って議決する。同数の場合は、議長が決する。

(4) 臨時総会は、全体委員会が必要と認めた時、または、会員の5分の1以上の要求があった時は開く事ができる。

第八条 学級会は、各学級の保護者と学級担任をもって構成し、学級委員会に協力して、活動に自主的に参加する。

第九条 学級委員会は、学級会で選出された学級委員、校外委員、広報委員、文化教養委員、役員選出委員と学級担任とで構成し、学級諸活動の企画・運営にあたる。また、会員の意見を学年委員会や全体委員会に反映する。

- 第十条 学年委員会は、学年の各学級委員と教員とで構成し、学年諸活動の企画・運営にあたる。学級委員の中より学級委員長、副委員長を各々1名互選する。
- 第十一条 全体委員会は、役員、学級、校外、広報、文化教養、役員選出委員の正副委員長と担当教職員とで構成し、総会に次ぐ議決機関として、この会の活動の企画・運営にあたる。
- 第十二条 役員会は、役員、副校長及び担当教職員とで構成し、この八中PTAを代表し、下記の役職を置く。役員会は必要に応じ各委員会の援助に努める。また、学期ごとに学級委員長、校外委員長、広報委員長、文化教養委員長、役員選出委員長の出席を求め、会議を持つ。
- ＜役員会の組織＞
- 会 長 1名 副会長 3名 (内1名は副校長とする)
- 書 記 4名 (内1名は教職員とする)
- 会 計 3名 (内1名は教職員とする)
- ※ただし、会長(1名)以外の役職数については、各学級から選出された人数によって増減する。
- (1) 会長は、この八中PTAを代表し、会務を総括し、総会、役員会、全体委員会、その他必要と認める会の招集を行う。また、役員会の司会をし、全体委員会、総会の司会の適切な援助をする。
- ＜新年度の会長の選出方法について＞
- 前年度後期に立候補者及び推薦を全会員から募る。その結果を基に役員選出委員会が中心となって、平等かつ公平に折衝し、候補者1名を推薦する。新年度の総会での承認を得て決定する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故などがある時は、その職を代行する。
- (3) 書記は、この会の運営と庶務を司り、総会、役員会、全体委員会の通知をする。また、それらの会議ならびにこの会の記録の作成・保管にあたる。
- (4) 会計は、予算の立案・執行にあたり、この会の全ての財産の収支管理を司り、総会で決算の報告をする。
- 第十三条 校外委員会は、各学級の校外委員と担当の教職員とで構成し、地域における生徒の生活指導及び環境の整備・改善に努める。また、委員長、副委員長を各1名互選する。
- 第十四条 広報委員会は、各学級の広報委員と担当の教職員で構成し、情報・連絡などの広報活動を行う。また、委員長、副委員長を各1名互選する。
- 第十五条 文化教養委員会は、各学級の文化教養委員と担当の教職員で構成し、会員の文化教養の向上を図る。また、委員長、副委員長を各1名互選する。
- 第十六条 特別委員会は、総会又は全体委員会が必要と認めた時、設置する事ができる。
- 第十七条 役員選出委員は、1・2学年より各1クラス1名選出し(地域を考慮する)、3学年からは選出しない。役員選出委員会は、役員選出委員と担当の教職員とで構成し、次年度の会長及び役員の選出を行う。また委員長、副委員長を各1名互選する。任期为2年とし、会長及び役員が転出する場合など、責任をもって後任を選出し、その後全体委員会で承認を得る。会長候補を年度内に選出できなかった場合、各学年より選出された役員候補者より会長を選出することができる。

【各委員会・役員の兼任の禁止】

第十八条 この会の学級、校外、広報、文化教養、役員選出の各委員及び役員を兼任する事はできない。

第十九条 この会の各委員及び役員が転居などの事由で会員でなくなった場合、学級会において後任を選出する。その後、全体委員会で承認を得る。

【会計及び会計監査】

第二十条 この会の経費は会費で賄う。会費は1世帯あたり年額2,000円（保険料を含む）とし、会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第二十一条 この会に会計監査を2名置く。会計監査は、総会で承認を得る。任期は1年とし、他の委員を兼任する事はできない。

【規約変更】

第二十二条 この会の規約変更は、総会で決める。

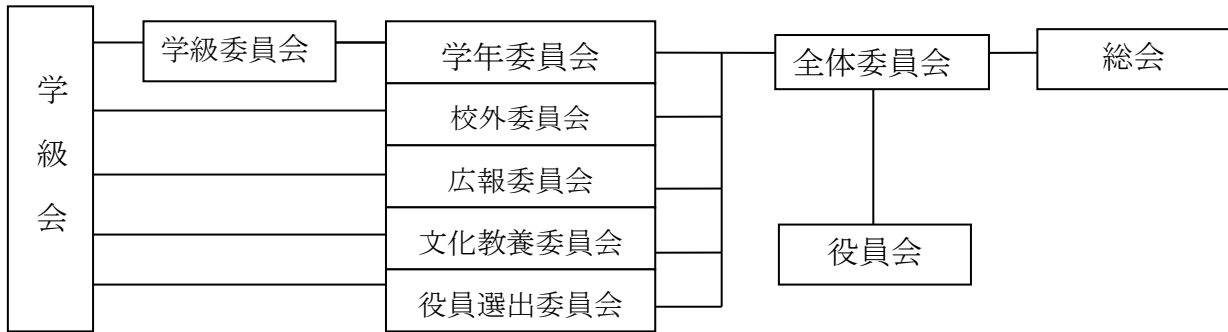
第二十三条 この会の運営上必要な細則は、全体委員会で審議し、定める。

第二十四条 この規約は、昭和56年5月30日より施行する。

昭和57年5月、昭和59年5月、昭和63年5月、平成4年5月、平成5年12月、平成7年5月、平成11年5月、平成13年5月、平成14年5月、平成18年4月、平成19年4月、平成20年5月、平成21年4月、平成22年4月 一部改定

【付則】

- 慶弔規定 (1) 会員（含、準ずる者）が死亡した場合・・・5,000円
- (2) 生徒が死亡した場合・・・5,000円



【規約第十八条に関する細則】 ……平成22年3月全体委員会にて審議・承認され、決定。

単学級学年を含む年度の場合、広報・文化教養の各委員は、第十八条に規定されている兼任の禁止対象から除く。

【規約第一条に関する細則】 ……平成29年12月全体委員会にて審議・承認され、決定。

調布市立第八中学校PTAは、〒182-0002 調布市仙川町2-15-2 調布市立第八中学校内に設置。